## 

## 正副会長会で審議されていること

日本弁理士会副会長 杉本 ゆみ子

本年度の正副会長会発足以来，半年が経過しま した。丁度任期の半分が過ぎたことになります。会務のルーティーンには慣れてきましたが，次々 と新しい事態に遭遇します。重点課題について審議をお願いしている各委員会からの中間報告も出始め，正副会長会での議題も早くも佳境に入って きています。

## 重点課題の進渉状況

本誌 9 月号で今年の重点課題に挙げられた分に ついて進渉状況を簡単にお知らせします。

## 1．試験制度•研修を含めた弁理士の人材育成の あり方の検討

これについては，弁理士試験制度を含めた弁理士制度の見直しとして正副会長会において審議を重ね試案を作成し，会員の電子フォーラムにおい て会員の意見を求めました。何人かの会員からご意見を頂戴しました。今後は，この試案をベース にワーキンググループを結成して検討を深め，特許庁関係部署とも議論を進める予定です。

## 2．役員•支部等の弁理士会組織改革

弁理士試験合格者の大幅な増加により弁理士数 が飛躍的に伸びています。知財の活用によりわが国の産業力を高めるために，弁理士の増員が必要 とされていますが，現在の弁理士会の組織のまま ではこれに対する対応が困難となりつつありま す。特に，会長，副会長の内務•外務ともに増加 の傾向にありますので，早期の組織改革が必須と なつています。役員•組織については，昨年度の常議員会においても検討され，ある程度の方向性 が報告されていましたが，本年度は，役員•組織委員会において早急に審議され，役員制度につい ては中間答申が出されるに至りました。主な内容

は，会長•副会長の 2 年制，執行理事会の新設，常議員数の見直し等が提言されています。これら については，未確定ですが，正副会長会において も更に審議し，早急に結論を出す予定です。

## 3．地域における弁理士活動の促進

この点については，従来から，主として知的財産支援センターの活動を通じて日本弁理士会も活動を続けています。各地域におけるセミナーの講師はできるだけ地元の弁理士にお願いし，地域の地方自治体，中小企業の方々との連携を推進して おります。また，近畿支部•東海支部においては，独自の活動により大阪府や静岡県他との連携を強化しています。本年度は，更に「地域活動促進本部」 という委員会を設け，「地域の知財ニーズに弁理士が適正に対応するための具体的方策について」諮問を出しましたところ，中間答申が出されまし た。そこにおいて，全国の日本弁理士会会員が地域密着活動をするために，地域アクセスポイント を，各経済産業局所在都市等（5 カ所）に設ける ことが提言されています。具体案は今後審議を進 めていくことになりますが，この提言を実行する ためには予算措置も伴わなければなりません。こ れについて常議員会へ近々審議を委嘱する予定で す。

## 秋葉原クロスフィールド

秋葉原クロスフィールドは，東京都が東京都秋葉原地区を開発し，「電気街の集客力を活用して IT 関連産業の世界的な拠点を形成する」という構想を具体化したプロジェクトに付された名称で す。構想自体は平成 12 年に発表されたものです が，秋葉原クロスフィールドという名称は本年 4月に命名されました。場所は，秋葉原駅前にあっ

た青果市場跡地（東京都所有地）です。ここに「秋葉原ダイビル」と「秋葉原UDX」という 2 つの高層ビルが建設され，「秋葉原ダイビル」の5～ 15 階に産学官連携関連団体の入居が予定されて います。現在の入居予定者は，独立法人産業技術総合研究所，東京大学，（株）日経 BP 等となって います。秋葉原は，東京駅•上野駅のようなター ミナル駅からのアクセスも良好な地にあります。

正副会長会では，地域における弁理士活動の促進を図るための一策として，地域アクセスポイン トの設置の提言を受けましたが，産学官連携，IT ベンチャーへの知財関連の支援の拠点になりうる可能性をも含めて秋葉原クロスフィールドを利用 できるのではないかという観点で審議を進めてい ます。利用するためには，秋葉原ダイビルとの借室契約という問題もありますので会館等委員会に も意見を求めたところ，借室についての賛同を得 ました。秋葉原クロスフィールド利用の具体案に ついては，検討を続けます。これに関連する予算措置について常議員会へ審議を委嘱する予定です。

## タウンミーティング開催

タウンミーティングの開催日程が確定しまし

た。本年度は，北海道函館市：2005年1月14日 （函館国際ホテル），福島県郡山市：2005年2月 9日（ビッグパレット），新潟県長岡市：2004年 12月8日（ハイブ長岡），広島県広島市：2005年 1月27日（県民文化センター）となりました。7月頃から各担当の副会長を中心として関係地方自治体，関係地所管の経済産業局，関係地区の商工会議所他の関連団体を訪問し，担当者との協議を行ってきました。タウンミーティングの内容は，基本的には基調講演と，特許あるいは商標に関す るパネルディスカッションですが，エンターテイ メントセミナー（特許又は商標を主題とした寸劇 で弁理士がキャストを務めます）を上演するもの もあります。タウンミーティングは，中小企業•大学関係者•一般消費者の方々などへの知財につ いての認識を高めることを目的としていますの で，できるだけ分かりやすいことが重要です。

タウンミーティングは知的財産支援センター，広報センター，地区部会の会員の協力の下に開催 の準備が進められています。タウンミーティング の詳細はホームページその他でお知らせします が，実りあるタウンミーティングとなるよう，会員の方々のご協力をお願いいたします。

